

功労賞表彰規定

(趣旨)

第1条 日本ソフトウェア科学会の学会活動に対して、特に貢献が顕著と認められる会員に対し、功労賞を贈呈することにより、その功労に報いることを目的とする。

(功労賞選考対象者の資格)

第2条 表彰の選考対象者は、本会正会員として在籍累計10年以上の者とする。

(功労賞被表彰者の数)

第3条 表彰は2年に1度行い、表彰者の数は3名以内とする。ただし、特別の事情がある場合、役員会の議を経てこれを変更できる。

(選定手順)

第4条 日本ソフトウェア科学会役員会の下に功労賞選定委員会を設置する。委員会の構成は、委員長および委員からなり、役員会において委員長および委員を選定する。委員の人数は、10名程度とする。功労賞選定委員会は、功労賞候補者の選定を行い、結果を役員会に報告する。それに基づき、役員会は議決により功労賞受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 功労賞受賞者には、大会において、理事長より、功労賞の賞状および記念品を授与するものとする。
以上